

命を守る

住宅用火災警報器

設置してありますか？点検してありますか？



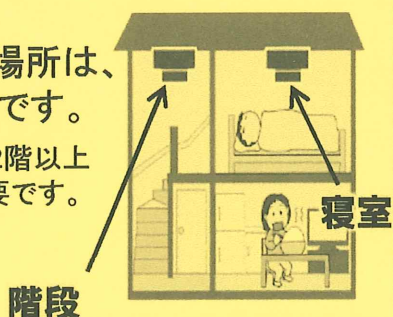
すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。
平成23年6月1日から令和5年6月1日で**12年**が経過します。

※ 住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を検知なくなることがありますので、機器本体を取り替えましょう。

■設置する場所（例）

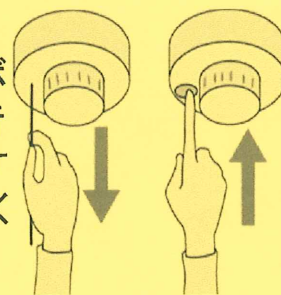
設置が必要な場所は、
寝室・階段等※です。

※階段は、寝室が2階以上にある場合に必要です。



■点検方法

ひもを引っ張ったり、ボタンを長押しすると、音声などで正常に作動するかどうかを知らせてくれます。



【問い合わせ先】

志布志市役所総務課危機管理グループ
大隅曾於地区消防組合志布志消防署

電話 099-472-1111
電話 099-472-0119